

令和元年分

所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き

損失申告用

- この手引きは、申告書第四表（損失申告用）を使用する方のためのものです。
- 東日本大震災の被災者の方で、雑損失の繰越控除の特例又は純損失の繰越控除の特例の適用を受けるために『令和____年分の所得税及び復興特別所得税の____申告書（損失申告用）付表（東日本大震災の被災者の方用）（令和元年分以降用）』を使用する方は、『所得税及び復興特別所得税の____申告書（損失申告用）付表（東日本大震災の被災者の方用）（令和元年分以降用）の書き方』を併せてご利用ください。
- この手引きは、一般的な事項を説明しています。
申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 国税庁ホームページでは、確定申告に関する情報等を提供しています。
また、申告書、付表、計算書、明細書及び説明書についても、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。
- この手引きは、令和元年11月1日現在の法令等に基づいて説明しています。

目次	ページ
はじめに	1
I 損失申告とは	1
II 損益の通算とは	2
III 申告書第四表(損失申告用)の記載例	3
IV 申告書B及び申告書第四表(損失申告用)の記載手順	5
V 申告書第四表(損失申告用)の書き方	6
VI 土地建物等に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の税額の計算	15

確定申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページで、**所得税や消費税の申告書**、**青色申告決算書**、**収支内訳書**などを作成することができます。

- ◆作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマートフォンを用意すれば「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。
- ◆また、事前に税務署で手続きいただければ、マイナンバーカードとICカードリーダー等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

なお、印刷して郵送等により提出することもできます。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告



税務署 この社会あなたの税がいきている

はじめに

- 申告書Bの書き方や一般的な事項は、『[所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用](#)』を、また、譲渡所得は、『[譲渡所得の申告のしかた（記載例）](#)』及び『[株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）](#)』などをご覧ください。
- 申告する損失額が、株式等に係る譲渡損失及び先物取引に係る損失のみの場合には、書き方が異なりますので、『[株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）](#)』をご覧ください。か、税務署にお尋ねください。
- 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額がある方は、『[令和__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）](#)』又は『[令和__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）](#)』を、また、翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額がある方は、『[令和__年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）](#)』を併せて使用します。
- 東日本大震災の被災者の方で、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の規定により、雑損失又は純損失の繰越控除の特例を受ける場合には、『[令和__年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書（損失申告用）付表（東日本大震災の被災者の方用）（令和元年分以降用）](#)』を併せて使用します。

I 損失申告とは

各種所得金額の損益を通算した結果、純損失の金額（※1）が残ったとき又は雑損控除（⇒『[所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用](#)』の●ページ）の結果、控除不足額が生じたときなど次の損失が生じた場合で、かつ、一定の条件に当てはまる場合に、その純損失の金額及び雑損失の金額（※2）を翌年以後3年間にわたり、一定の方法により繰り越すことができます。

この繰越しをする場合には、損失が生じた年分の確定申告書を提出し、かつ、その後連続して確定申告書を提出することが必要です。この申告を**確定損失申告**とといいます。

※1 **純損失の金額とは**、事業所得、不動産所得、譲渡所得、山林所得の4つの所得の損失の金額のうち、損益の通算（⇒2ページ）をしてもなお控除しきれない金額をいいます。

※2 **雑損失の金額とは**、災害や盗難、横領によって資産（生活に通常必要でない資産（別荘や骨とう品、事業用以外の競走馬などの資産）を除きます。）に受けた損失額（保険金、損害賠償金などで補填される金額を除きます。）のうち、災害等が生じた年分の雑損控除として控除しきれない金額をいいます。

1 一般の純損失及び雑損失

(1) 白色申告者の場合

損失が生じた年分について青色申告をしていない場合には、繰り越すことのできる損失の金額は、変動所得（※3）の損失額（事業から生じたものに限り、）や被災事業用資産の損失額（※4）、雑損失の金額に限られます。

※3 **変動所得とは**、事業所得や雑所得のうち、漁獲やのりの採取による所得、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝の養殖による所得、印税や原稿料、作曲料などによる所得をいいます。

※4 **被災事業用資産の損失額とは**、商品などの棚卸資産、店舗、機械等の事業用固定資産、山林の災害による損失（災害に関連するやむを得ない支出を含みます。）などで変動所得の金額の計算上生じた損失に該当しないものをいいます。

(2) 青色申告者の場合

損失が生じた年分について青色申告をしている場合には、次の「**2 居住用財産に係る通算後譲渡損失**」に係る純損失の金額を除き純損失の金額の全額を繰り越すことができます。

ただし、純損失の金額のうち前年への繰戻し還付請求（詳しくは、税務署にお尋ねください。）をした金額は、繰り越すことはできません。

また、雑損失の金額については、白色申告者と同様に繰り越すことができます。

2 居住用財産に係る通算後譲渡損失

「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」に係る「居住用財産の譲渡損失」及び「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」に係る「特定居住用財産の譲渡損失」（以下、併せて「**特定損失額**」とといいます。）の金額について、一定の要件の下で、損益の通算をしてもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額（以下「居住用財産に係る通算後譲渡損失」といいます。）は、その損失が生じた年分について青色申告をしているかどうかにかかわらず、一定の要件の下で、その年の翌年以後3年間にわたり、繰り越すことができます。

詳しくは、『[譲渡所得の申告のしかた（記載例）](#)』をご覧ください。か、税務署にお尋ねください。

3 株式等に係る譲渡損失

①上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額（以下「上場株式等に係る譲渡損失の金額」といいます。）と分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額について、損益の通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額又は②特定投資株式に係る譲渡損失の金額と上場株式等に係る譲渡所得等の金額について、損益の通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、その年の翌年以後3年間にわたり、一定の方法により繰り越すことができます。なお、**繰り越された①の譲渡損失の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。**
詳しくは、『**株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）**』をご覧ください。税務署にお尋ねください。

4 先物取引に係る損失

①商品先物取引等の差金等決済をしたことにより生じた損失の金額、②金融商品先物取引等の差金等決済をしたことにより生じた損失の金額及び③カバードワラントの差金等決済をしたことにより生じた損失の金額のうち、その年の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除しきれない金額については、一定の要件の下で、その年の翌年以後3年間にわたり、一定の方法により繰り越すことができます。
詳しくは、『**先物取引に係る雑所得等の説明書**』をご覧ください。税務署にお尋ねください。

II 損益の通算とは

各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の所得金額（黒字）から差し引く計算を**損益の通算**といいます。各種の所得の黒字から差し引くことができるのは、事業所得、不動産所得、譲渡所得、山林所得の4つの所得の赤字に限られており、次の矢印の順序で差し引きます。

なお、**土地建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた赤字**など、損益の通算ができない損失があります。詳しくは下記「損益の通算ができる損失とできない損失」を参照してください。

1 事業所得や不動産所得の赤字

経常所得(※) → 譲渡所得 → 一時所得 → 山林所得 → 退職所得

※ **経常所得とは**、事業所得や不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得をいいます。

2 譲渡所得の赤字

一時所得 → 経常所得 → 山林所得 → 退職所得

3 山林所得の赤字

経常所得 → 譲渡所得 → 一時所得 → 退職所得

損益の通算ができる損失とできない損失

1 損益の通算ができる損失

次に掲げる所得の計算上生じた赤字は他の所得の黒字から差し引くことができます。

- ① 事業所得 ② 不動産所得(※) ③ 譲渡所得 ④ 山林所得

※1 不動産所得を生ずべき事業を行う民法上の組合等（外国におけるこれに類するものを含みます。）の個人組合員（組合事業に係る重要な業務の執行の決定に関与し、契約を締結するための交渉等を自ら執行する個人組合員を除きます。）又は信託の受益者は、組合事業又は信託から生じた不動産所得の損失について、生じなかったものとみなされます。

なお、この損失は、他の組合事業又は信託から生じた不動産所得の黒字や組合事業又は信託から生じた不動産所得の黒字から差し引くこと（不動産所得内の通算）もできません。

- 2 不動産所得の計算上生じた赤字のうち、土地等の取得に係る借入金の利子の額に対応する赤字は、**他の所得の黒字から差し引くことはできません。**

2 損益の通算ができない損失

次の(1)及び(2)に掲げる所得等の計算上生じた赤字は、**他の所得の黒字から差し引くことはできません。**

- (1) 次の所得及び所得の計算上生じた赤字

- ① 利子所得 ② 配当所得 ③ 給与所得
④ 退職所得 ⑤ 一時所得 ⑥ 雑所得

- (2) 特殊な損失

- ① 競走馬（事業用は除きます。）、別荘又は書画や骨とう、貴金属（1個又は1組の価額が30万円を超えるものに限ります。）などの生活に通常必要でない資産についての所得の計算上生じた赤字

※ 競走馬（事業用は除きます。）の譲渡による譲渡所得の赤字に限り、その競走馬の保有に係る雑所得の黒字から差し引くことができます。

- ② 非課税所得の計算上生じた赤字

- ③ 有限責任事業組合の組合事業から生じる事業所得等の計算上生じた赤字のうち、その組合事業に係るその個人の出資の価額を基礎として計算した金額を超える部分に対応する赤字は、その所得の計算上必要経費に算入することはできません。

- ④ 個人に対する資産の低額譲渡により生じた赤字

- ⑤ 土地建物等に係る譲渡所得の金額の計算上生じた赤字(特定損失額の金額(▶1ページ)を除きます。)

- ⑥ 一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた赤字

※ 上場株式等に係る譲渡損失の金額（赤字）に限り、分離課税の上場株式等に係る配当所得等の黒字から差し引くことができます。なお、原則として、上場株式等に係る譲渡所得等の赤字（又は黒字）と一般株式等に係る譲渡所得等の黒字（又は赤字）を相互に通算することはできません。

- ⑦ 先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた赤字

Ⅲ 申告書第四表(損失申告用)の記載例

国税庁ホームページでは、このほかの記載例も提供していますのでご利用ください。

- 申告書は複写式になっています。申告書第四表(一)と第四表(二)を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
※ この手引きでは、記入した部分を便宜上青色で印刷しています。
- 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- 2枚目は複写式の控えになっています。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- 申告書第四表(損失申告用)を提出する方は、第四表(一)と第四表(二)とともに、申告書B第一表及び第二表も必ず一緒に提出してください。また、東日本大震災の被災者の方で、震災特例法の規定により、雑損失の繰越控除の特例又は純損失の繰越控除の特例の適用を受ける方は、これらのほかに、『令和__年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書(損失申告用)付表(東日本大震災の被災者の方用)(令和元年分以降用)』(第四表付表(一)及び第四表付表(二))も一緒に提出してください。

所得内通算及び損益の通算をした場合には、通算前の金額を下段に括弧書きし、上段に通算後の金額を書きます。

6ページ
8ページ参照

9ページ参照

9ページ参照

令和 01 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定申告書 (損失申告用) FA0054

住所 (又は事務所 店舗など) 〇〇市△△町×-××-×	フリガナ 氏名 コクゼイ タロウ 国税 太郎	整理番号 □□□□□□□□ 一連番号 □□□□
--	---------------------------------	---

第四表(一)
(令和元年分以降用)

1 損失額又は所得金額

所得の種類		区分等	所得の生ずる場所	④ 収入金額	⑤ 必要経費等	⑥ 差引金額 (A-B)	⑦ 特別控除額	⑧ 損失額又は所得金額	
A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額) 59 円 △1,440,000									
譲渡	短期	分離譲渡	〇〇市△△町	700,000	1,300,000	⑧	0	0	
		総合譲渡				⑨			0
	長期	分離譲渡				⑩			
		総合譲渡				⑪	940,000 (1,000,000)	500,000	⑫
一時								⑬	
山林				5,500,000				⑭	2,090,000
退職								⑮	
E 一般株式等の譲渡 上場株式等の譲渡 上場株式等の配当等								⑯	
								⑰	
									⑱
F 先物取引								⑲	
特例適用条文								措法30	

2 損益の通算

所得の種類	① 通算前	② 第1次通算後	③ 第2次通算後	④ 第3次通算後	⑤ 損失額又は所得金額	
A 経常所得 59	円 △1,440,000	第1次 円 △1,000,000	第2次 円 0	第3次 円	円	
B 譲渡	短期 総合譲渡 61	1次	2次	3次		
	長期 分離譲渡 (特定損失額) 62	△				
	長期 総合譲渡 63	440,000	0			
	一時 64					
C 山林		⑤	2,090,000	⑥	⑦	
D 退職						
損失額又は所得金額の合計額					⑧	1,090,000

資産 □□□□ 整理欄 □□□□

【ご注意】

- ◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した『青色申告決算書』や『収支内訳書』を申告書と一緒に提出しなければなりません。
- ◎ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を受ける方は、その内訳を記載した『令和__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）』又は『令和__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）』及び『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書』を申告書と一緒に提出しなければなりません。
- ◎ 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受ける方は、その内訳を記載した『令和__年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）』及び『先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書』を申告書と一緒に提出しなければなりません。

令和 01 年分の 所得税及び復興特別所得税 の 確定申告書 (損失申告用) F A O O 5 9

整理番号

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額	72		円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	73		円
変動所得の損失額	74		円

被資産	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	(A) 損害金額	(B) 保険金などで補填される金額	(C) 差引損失額 (A-B)
被災事業用損失額	山林以外			. .	円	円	円
	営業等・農業			. .			円
	不動産			. .			円
	山林			. .			円
山林所得に係る被災事業用資産の損失額					78		円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額					79		円

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類	(A)前年分まで引ききれなかった損失額	(B)本年分で差し引く損失額	(C)翌年以後に繰り越して差し引かれる損失額 (B-A)		
28年 (3年前)	純	山林以外の所得の損失	200,000	200,000	/	
		山林所得の損失				
	損	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失				
	失	山林以外				
		山林				
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
雑損失						
29年 (2年前)	純	山林以外の所得の損失	300,000	300,000	/	
		山林所得の損失				
	損	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失				
	失	山林以外				
		山林				
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
雑損失						
30年 (前年)	純	山林以外の所得の損失			/	
		山林所得の損失				
	損	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失				
	失	山林以外	400,000	-		400,000
		山林	1,200,000	590,000		610,000
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
雑損失						
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額		80		円		
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額		81		円		
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額		82		円		
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額		83		円		
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額		84	300,000	円		
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額		85		円		
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額		86		円		

資産	整理欄
----	-----

10ページ
・
11ページ参照

11ページ
↓
14ページ参照

14ページ参照

Ⅳ 申告書B及び申告書第四表（損失申告用）の記載手順



注1 申告する特定口座内の上場株式等に係る譲渡所得等に対する源泉徴収税額又は分離課税の上場株式等に係る配当所得等に対する源泉徴収税額（特定口座に係る源泉徴収税額を含みます。）がある場合には、**申告書B第二表**の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄にその金額等を記入します。

注2 次の注3に当てはまる場合に、**申告書B第一表**の「所得から差し引かれる金額」⑩から⑲及び㉔から㉔欄を記入します。また、『所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用』の「2 申告書の書き方」の「手順3 所得から差し引かれる金額（所得控除）を計算する」の「雑損控除」、「医療費控除」及び「寄附金控除」の項目の計算欄の「第一表⑨欄+退職所得金額+山林所得金額」欄には、**申告書第四表（損失申告用）**の「雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額」㉔欄の金額を転記します。

注3 土地建物等に係る課税譲渡所得、一般株式等に係る課税譲渡所得等、上場株式等に係る課税譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等又は先物取引に係る課税雑所得等の金額がある場合（**申告書第四表（損失申告用）**の「1 損失額又は所得金額」の⑥①、⑥②、⑥⑦、⑥⑧、⑥⑨又は⑦①欄の金額から「4 繰越損失を差し引く計算」の「B本年分で差し引く損失額」のうち⑥①、⑥②、⑥⑦、⑥⑧、⑥⑨又は⑦①欄の金額から差し引く損失の合計額を差し引いた後の金額（⑥①と⑥②欄の金額から差し引く特別控除額がある場合には、特別控除後の金額）が黒字の場合）の**申告書B第一表**の「税金の計算」㉗欄には、「Ⅵ 土地建物等に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の税額の計算」（➡15ページ）で計算した金額を転記します。

V 申告書第四表（損失申告用）の書き方

1 損失額又は所得金額

(1) 「A 経常所得」欄

⑤9欄に申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦の合計額を記入します。

(2) 「B 譲渡・一時」欄

分離課税の土地建物等に係る譲渡所得や総合課税の譲渡所得、一時所得がある場合に記入します。

分離課税の土地建物等に係る譲渡所得とは、土地、借地権などの土地の上に存する権利、建物、その附属設備、構築物の譲渡（借地権などの設定で特定のものを含まず。）による譲渡所得と土地等の譲渡に類似する一定の株式などの譲渡による譲渡所得をいいます。

この分離課税とされる譲渡所得は、譲渡した土地や建物などの取得時期により短期譲渡所得と長期譲渡所得に区分されます。

A 経常所得（申告書B第一表の①から⑦までの合計額）						59	円
所得の種類	区分等	所得の生ずる場所	A 収入金額	B 必要経費等	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 損失額又は所得金額
B 譲渡	短期	分離譲渡		円	円	円	60
		総合譲渡			円	円	61
	長期	分離譲渡		円	円	円	62
		総合譲渡			円	円	63
	一時						64
C 山林			円				65
D 退職				円	円		66
E	一般株式等の譲渡						67
	上場株式等の譲渡						68
	上場株式等の配当等			円	円		69
F 先物取引							70
							特例適用条文

イ 「区分等」欄

「分離譲渡」の各欄には、『譲渡所得の申告のしかた（記載例）』を参照し、該当する譲渡所得の区分（「一般分」、「軽減分」、「特定分」、「軽減分」）を記入します。

ロ 「A収入金額」欄

『譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】』に記載した金額を転記します。

ハ 「B必要経費等」欄

『譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】』に記載した金額を転記します。

ニ 「C差引金額 (A-B)」欄

「分離譲渡」の各欄には、「A収入金額」欄の金額から「B必要経費等」欄の金額を差し引いた金額を、「総合譲渡」の各欄及び「一時」欄には、申告書B第二表の「雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」の「差引金額」欄に記載した金額を次により記入します。

a 「C差引金額 (A-B)」の②から④の各欄

- ②から④欄の金額が全て赤字（0を含みます。）の場合には、そのまま転記します。
- ②から④欄の金額が全て黒字（0を含みます。）の場合には、そのまま転記します。
- ②から④欄の金額に赤字と黒字がある場合には、次の順序で差し引き、差引前の金額を下段に括弧書きし、上段に差引後の金額を記入します（赤字の場合には金額の頭部に△を付して記入します。）。

i 「短期・分離譲渡」の赤字は他の「短期・分離譲渡」の黒字から差し引き、引ききれない赤字は、「長期・分離譲渡」の黒字から差し引きます。この場合、「一般分」→「特定分」→「軽減分」の順に差し引きますが、これと異なる順序で差し引いても差し支えありません。

（注）それでも引ききれない「短期・分離譲渡」の赤字は、損益の通算をすることはできません。

ii 「長期・分離譲渡」の赤字は他の「長期・分離譲渡」の黒字から差し引きます。この場合、「一般分」→「特定分」→「軽減分」の順に差し引きますが、これと異なる順序で差し引いても差し支えありません。

それでも引ききれない赤字は、「短期・分離譲渡」の黒字から差し引きます。この場合、「一般分」→「軽減分」の順に差し引きます。

（注）引ききれない「長期・分離譲渡」の赤字は、特定損失額の金額（⇒1ページ）を除き、損益の通算をすることはできません。

iii 「総合譲渡」の赤字は他の「総合譲渡」の黒字から差し引きます（「分離譲渡」の黒字から差し引くことはできません。）。

ただし、「長期・分離譲渡」の赤字のうち、損益の通算の対象となる特定損失額がある場合には、「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」（特定損失額）の赤字の順に、「総合譲渡」の黒字から差し引きます。この場合、「短期」→「長期」の順に差し引きます。

b 「C差引金額 (A-B)」の「一時」欄

申告書B第二表の「雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」の「差引金額」欄に記載した金額（赤字のときは0）を転記します。

ホ 「D特別控除額」欄

a 「C差引金額 (A-B)」欄の金額が赤字の場合には「0」を記入します。

- b 「**㉔**差引金額 (A-B)」欄が、黒字の場合には次により記入します。
 - ・ 「総合譲渡」欄
 - i 「**㉔**差引金額 (A-B)」の**㉔**と**㉕**欄の合計額が50万円までの場合…それぞれ**㉔**と**㉕**欄の金額（赤字のときは0）を記入します。
 - ii 「**㉔**差引金額 (A-B)」の**㉔**と**㉕**欄の合計額が50万円を超える場合…「短期」→「長期」の順に、それぞれ**㉔**と**㉕**欄の金額を記入します。ただし、「短期」と「長期」の合計額は50万円が限度になります。
 - ・ 「一時」欄
 - 「**㉔**差引金額 (A-B)」欄の金額が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を記入します。

へ 「**㉖**損失額又は所得金額」欄

「**㉖**損失額又は所得金額」欄には、「**㉔**差引金額 (A-B)」欄の金額から「**㉗**特別控除額」欄の金額を差し引いた金額を次により記入します。

- a 「**㉔**差引金額 (A-B)」欄の金額が全て赤字（0を含みます。）の場合には次により記入します。
 - ・ 「総合譲渡」欄には、「**㉔**差引金額 (A-B)」欄の赤字をそのまま転記します。
 - ・ 「分離譲渡」欄には、「0」を記入します。ただし、「長期・分離譲渡」の「**㉔**差引金額 (A-B)」欄の赤字のうち、特定損失額がある場合には、その赤字を転記します。
- b 「**㉔**差引金額 (A-B)」欄の金額が全て黒字（0を含みます。）の場合には、そのまま転記します。
- c 「**㉔**差引金額 (A-B)」の「譲渡」欄が赤字で「一時」欄が黒字の場合には、「譲渡」欄の赤字のうち「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」（特定損失額に限ります。）欄の赤字を、特別控除後の「一時」欄の黒字から差し引き、差引前の金額を下段に括弧書きし、上段に差引後の金額を記入します。
それでも引ききれない「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」（特定損失額）欄の赤字がある場合には、差引前の金額を下段に括弧書きし、上段に引ききれない赤字を金額の頭部に△を付して記入します。また、上記以外の「分離譲渡」欄の赤字がある場合には「0」を記入します。

(3) 「**C** 山林」欄

山林所得がある場合に、『山林所得の申告のしかた（記載例）』を参照し、『山林所得収支内訳書（計算明細書）』で所得金額を計算して、計算明細書の金額を転記します。

イ 「**㉘**収入金額」欄

『山林所得収支内訳書（計算明細書）』の「合計」枠の「**A**」の金額を転記します。

ロ 「**㉖**損失額又は所得金額」欄

㉖欄には、『山林所得収支内訳書（計算明細書）』の「合計」枠の「**B**」の金額を転記します。

ただし、収用等により土地などが買い取られた場合の5,000万円の特別控除の特例（措法33条の4）を受けている方は、特別控除前の金額を記入します。

(4) 「**D** 退職」欄

退職所得がある場合に、次で計算した金額を記入します。

なお、特定役員退職手当等（※）がある場合には、その収入金額、退職所得控除額及び差引金額をそれぞれの欄の上段に括弧書きで内書きします。

※ **特定役員退職手当等とは**、役員等としての勤続年数が5年以下である方が支払を受ける退職金のうち、その役員等としての勤続年数に対応する退職金として支払を受ける退職金をいいます。

イ 「**㉘**収入金額」欄

退職所得の収入金額の合計額（税込み）を記入します。

ロ 「**㉙**必要経費等」欄

次の計算式で求めた**退職所得控除額**を記入します。

a 勤続年数が20年までの場合……40万円×勤続年数（80万円より少ないときは80万円）

b 勤続年数が20年を超える場合……70万円×勤続年数－600万円

※1 障害者となったことにより退職した場合には、a又はbで計算した金額に100万円を加算します。

※2 前年以前に他の退職金を受け取ったことがある場合など一定の場合には、控除額が異なることがあります。

なお、特定役員退職手当等がある場合は、次の計算式で求めた**特定役員退職所得控除額**を括弧書きで内書きします。

- ・ 特定役員退職手当等に係る勤続期間と一般退職手当等（※）に係る勤続期間の重複がない場合
……40万円×特定役員等勤続年数

※ **一般退職手当等とは**、特定役員退職手当等以外の退職金をいいます。

- ・ 特定役員退職手当等に係る勤続期間と一般退職手当等に係る勤続期間の重複がある場合
……40万円×（特定役員等勤続年数－重複勤続年数）＋20万円×重複勤続年数

ハ 「**㉔**差引金額 (A-B)」欄

「**㉔**差引金額 (A-B)」欄には、「**㉘**収入金額」欄の金額から「**㉙**必要経費等」欄の金額を差し引いた金額を記入します。

ニ 「㉔損失額又は所得金額」欄

㉔欄には「㉔差引金額(A-B)」欄の金額に0.5を乗じた金額(赤字のときは0)を記入します。

なお、特定役員退職手当等がある場合には、次により記入します。

a 特定役員退職手当等のみがあるとき

㉔欄には「㉔差引金額(A-B)」欄の金額(赤字のときは0)を記入します。

b 一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方があるとき

㉔欄には次の i と ii の合計額を記入します。

i {(「㉔収入金額」欄の金額 - 「㉔収入金額」欄の括弧書きの金額)

- (「㉔必要経費等」欄の金額 - 「㉔必要経費等」欄の括弧書きの金額)} × 0.5

ii 「㉔差引金額(A-B)」欄の括弧書きの金額

※ i 又は ii が赤字になる場合には、税務署にお尋ねください。

(5) 「E 一般株式等の譲渡・上場株式等の譲渡・上場株式等の配当等」欄

「一般株式等の譲渡」欄及び「上場株式等の譲渡」欄には、分離課税の株式等の譲渡に係る事業所得や譲渡所得、雑所得がある場合に『株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)』を参照し、『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書』で所得金額を計算して、計算明細書の金額を転記します。

「上場株式等の配当等」欄には、分離課税の上場株式等に係る配当所得等がある場合に記入します。

また、この㉔欄、㉔欄又は㉔欄が黒字で、かつ、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失又は特定投資株式に係る譲渡損失がある場合には、税務署にお尋ねください。

イ 「区分等」欄

「上場株式等の配当等」欄には、所得の種類の内容を、例えば、「株式の配当」、「出資の配当」、「剰余金の分配」、「公社債の利子」などと記入します。

ロ 「㉔収入金額」欄

「一般株式等の譲渡」欄には『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書』の「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の㉔欄の金額を転記し、「上場株式等の譲渡」欄には「上場株式等」の㉔欄の金額を転記します。

「上場株式等の配当等」欄には分離課税の上場株式等に係る配当所得等の収入金額の合計額(税込み)を記入します。

ハ 「㉔必要経費等」欄

「上場株式等の配当等」欄には分離課税の上場株式等に係る配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子(株式を買ったり出資をしたりするために借り入れた負債の利子に限ります。ただし、有価証券の譲渡による所得に係るものは除きます。)の額を記入します。

ニ 「㉔」欄

『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書』の「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の㉔欄の金額を転記します。ただし、『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)』を使用されている方は、「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の㉔欄の金額(赤字のときは『令和__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)』の㉔欄の金額の頭部に△を付した金額)を転記します。

ホ 「㉔」欄

『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書』の「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の㉔欄の金額(赤字のときは『令和__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)』の㉔欄の金額の頭部に△を付した金額)を転記します。ただし、『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)』を使用されている方は、「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の㉔欄の金額(赤字のときは『令和__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)』の㉔欄の金額の頭部に△を付した金額)を転記します。

ヘ 「㉔」欄

「㉔差引金額(A-B)」欄の金額を転記します。

ただし、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除(損益の通算)する場合は、『令和__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)』の㉔欄の金額又は『令和__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)』の㉔欄の金額を転記します。

(6) 「F 先物取引」欄

分離課税の先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得がある場合に、『先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書』で所得金額を計算して、計算明細書の金額を転記します。

また、この㉔欄が黒字で、かつ、前年から繰り越された先物取引に係る繰越損失がある場合には、税務署にお尋ねください。

イ 「㉔収入金額」欄

『先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書』の「合計」の㉔欄の金額を転記します。

□ 「⑦⑩」欄

「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」の「合計」の⑫欄の金額(赤字のときは0)を転記します。

(7) 「特例適用条文」欄

譲渡所得、山林所得、一般株式等に係る譲渡所得等及び上場株式等に係る譲渡所得等について課税の特例を受ける場合には、その適用を受ける条文を記入します。

2 損益の通算

(1) 「⑤⑨から⑥⑥」の各欄

「1 損失額又は所得金額」の⑤⑨から⑥⑥欄の金額(二段書きされている場合には上段の金額)を転記します。

ただし、「⑥②」欄は、「1 損失額又は所得金額」の「⑥②」欄が黒字(0を含みます。)の場合には転記しません。

所得の種類		⑤ 通算前	⑥ 第1次通算後	⑦ 第2次通算後	⑧ 第3次通算後	⑨ 損失額又は所得金額
A	経常所得	⑤⑨	⑥	⑦	⑧	⑨
B	譲渡 短期	⑥①	1	2	3	
	長期	⑥② △				
	譲渡 長期	⑥③	次	次	次	
	一時	⑥④	通	通	通	
C	山林	⑥⑤	算			⑩
D	退職	⑥⑥	算			
損失額又は所得金額の合計額						⑪

(2) 「⑥第1次通算後」の各欄

イ 「⑤通算前」のA、B欄の金額がともに赤字か黒字の場合……「⑤通算前」欄の金額を「⑥第1次通算後」欄にそのまま転記します。

ロ 「⑤通算前」のA欄の金額が赤字でB欄の金額が黒字の場合……A欄の赤字をBの⑥①から⑥④欄の金額の順に差し引きます。

a 引ききれないためA欄の赤字が残ったときは、残った赤字を「⑥第1次通算後」欄に金額の頭部に△を付して記入します。

b B欄の黒字が残ったときは、残った黒字を「⑥第1次通算後」欄に記入します。

ハ 「⑤通算前」のA欄の金額が黒字でB欄の金額が赤字の場合……B欄の赤字をA欄の黒字から差し引きます。

a 引ききれないためB欄の赤字が残ったときは、残った赤字を「⑥第1次通算後」欄に金額の頭部に△を付して記入します。

b A欄の黒字が残ったときは、残った黒字を「⑥第1次通算後」欄に記入します。

(3) 「⑦第2次通算後」の各欄

イ 「⑥第1次通算後」のA、B、C欄の金額がともに赤字か黒字の場合……「⑥第1次通算後」欄の金額を「⑦第2次通算後」欄にそのまま転記します。

ロ 「⑥第1次通算後」のA、B欄の金額が赤字で、C欄の金額が黒字の場合……A、B欄の赤字を「経常所得」→「譲渡」の順にCの黒字から差し引き、その差引後の金額を(2)のハと同様に、「⑦第2次通算後」欄に記入します。

ハ 「⑥第1次通算後」のA、B欄の金額が黒字で、C欄の金額が赤字の場合……C欄の赤字を、⑤⑨から⑥④欄の順に差し引き、その差引後の金額を(2)のハと同様に、「⑦第2次通算後」欄に記入します。

(4) 「⑧第3次通算後」の各欄

イ 「⑦第2次通算後」のA、B、C欄の金額が赤字で、D欄の金額が黒字の場合……A、B欄の赤字を「経常所得」→「譲渡」の順にD欄の黒字から差し引き、次にC欄の赤字をその残ったD欄の黒字から差し引き、その差引後の金額を(2)のハと同様に、「⑧第3次通算後」欄に記入します。

ロ イ以外の場合……「⑦第2次通算後」欄の金額を「⑧第3次通算後」欄にそのまま転記します。

(5) 「⑨損失額又は所得金額」の各欄

イ 「⑧第3次通算後」の「譲渡・長期・総合譲渡」欄の金額と「一時」欄の金額の合計額が黒字の場合……「⑨損失額又は所得金額」の「譲渡・長期・総合譲渡、一時」欄には、「⑧第3次通算後」の「譲渡・長期・総合譲渡」欄の金額と「一時」欄の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「⑧第3次通算後」欄の金額を転記します。

ロ イ以外の場合……「⑧第3次通算後」欄の金額を転記します。

(6) 「損失額又は所得金額の合計額」⑪欄

「⑨損失額又は所得金額」の各欄の損失額又は所得金額を合計し、その金額が黒字の場合にはそのまま記入し、赤字の場合には金額の頭部に△を付して記入します。

3 翌年以後に繰り越す損失額（「2 損益の通算」の⑦欄の金額が赤字の場合に、該当する項目を記入します。）

3 翌年以後に繰り越す損失額								
青色申告者の損失の金額							⑦②	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額							⑦③	
変動所得の損失額							⑦④	
被災事業用資産の損失額	所得の種類		被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	⑦⑤ 損害金額	⑦⑥ 保険金などで補填される金額	⑦⑦ 差引損失額 (A - B)
	山林以外	営業等・農業			．．	円	円	⑦⑤ 円
		不動産			．．			⑦⑥ 円
	山林	林			．．			⑦⑦ 円
山林所得に係る被災事業用資産の損失額							⑦⑧	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額							⑦⑨	

(1) 「青色申告者の損失の金額」⑦② 欄

青色申告をしている方で⑦①欄の赤字のうちに、⑦②欄の特定損失額に係る純損失（以下「特定純損失」といいます。）の金額がある場合には、次により計算したGの金額を金額の頭部に△を付して⑦②欄に記入します。それ以外の青色申告をしている方で⑦①欄の金額が赤字の場合には、⑦①欄の赤字を転記します。

なお、前年分も青色申告をしている方は、⑦①欄の赤字の全部又は一部（特定純損失の金額を除きます。）を繰り戻して税金の還付を受けることもできます。

詳しくは、税務署にお尋ねください。

⑦② 欄 の 計 算 式					
A	⑦① 欄 の 金 額	(△は付けないで記入します。)	E	申告書第四表の「2 損益の通算」の⑦⑥欄の金額（黒字のときは0）	(△は付けないで記入します。)
B	申告書B第一表の①と②欄の合計額（黒字のときは0）	(△は付けないで記入します。)	F	B + C + D + E	
C	申告書B第一表の③欄の金額（黒字のときは0）	(△は付けないで記入します。)	G	AとFのいずれか少ない方の金額	(申告書第四表の⑦②欄に転記します。)
D	申告書第四表の「1 損失額又は所得金額」の⑦②と⑦①欄の赤字の合計額（※）	(△は付けないで記入します。)			

※ ⑦②と⑦①欄の金額に赤字と黒字がある場合には⑦②と⑦①欄の金額を通算した後の赤字（黒字のときは0）を記入します。

(2) 「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」⑦③ 欄

居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額は、『居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》』及び『居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】』又は『特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》』及び『特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】』で計算し、それぞれ計算書の⑧又は⑨欄の金額を転記します。

この特例の適用を受けるためには、所定の書類を添付しなければなりません。

詳しくは、『譲渡所得の申告のしかた（記載例）』をご覧ください。

(3) 「変動所得の損失額」⑦④ 欄

イ 青色申告者の場合

⑦④欄の赤字の中に変動所得（⇒ 1 ページ）の損失額（変動所得の金額の計算上生じた被災事業用資産の損失額（⇒ 1 ページ）も含まれます。）がある場合には、その金額を金額の頭部に△を付して書きます。

ロ 白色申告者の場合

「事業・営業等」（申告書B第一表の①欄）に係る赤字、「事業・営業等」に含まれる変動所得に係る赤字、⑦⑨欄の赤字及び⑦①欄の赤字のうち最も赤字の少ない金額を金額の頭部に△を付して書きます。

(4) 「被災事業用資産の損失額」⑦⑤～⑦⑦ 欄

イ 青色申告者の場合

⑦⑦欄の赤字の中に被災事業用資産の損失額（⇒ 1 ページ）がある場合には、その被災事業用資産の損失額などの必要な事項を⑦⑤から⑦⑦欄に記入します。

ただし、変動所得（⇒ 1 ページ）の金額の計算上生じた被災事業用資産の損失額は含めません。

ロ 白色申告者の場合

「2 損益の通算」の⑦⑦欄の金額が赤字で⑥⑨又は⑥⑤欄の赤字の中に被災事業用資産の損失額がある場合は、その被災事業用資産の損失額などの必要な事項を⑦⑤から⑦⑦欄に記入します。

ただし、変動所得の金額の計算上生じた被災事業用資産の損失額は含めません。

(5) 「山林所得に係る被災事業用資産の損失額」⑦⑧ 欄

イ 青色申告者の場合

この欄は記入しません。

ロ 白色申告者の場合

「2 損益の通算」の「損失額又は所得金額」の⑦②欄の赤字と⑦⑦欄の赤字のいずれか少ない金額を金額の頭部に△を付して記入します。

(6) 「山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額」⑦⑨ 欄

イ 青色申告者の場合

この欄は記入しません。

ロ 白色申告者の場合

次により計算して赤字が残った場合には、残った赤字を金額の頭部に△を付して記入します。

a 営業等・農業・不動産に係る被災事業用資産の損失額（⇒ 1 ページ）とそれぞれに対応する所得の赤字（変動所得の金額がある場合には、その金額を除きます。）のいずれか少ない金額を求めます（いずれかが黒字又は0のときは0になります。）。

b aで求めた金額の合計額と⑥⑨欄の赤字のいずれか少ない金額を求めます（いずれかが黒字又は0のときは0になります。）。

c bで求めた金額と⑥⑨から⑥⑥の合計額（⑥⑥、⑥②の金額を除きます。）から⑦⑧の金額を差し引いた金額（黒字のときは0）のいずれか少ない金額（いずれかが黒字又は0のときは0になります。）を求めます。

4 繰越損失を差し引く計算

令和元年分の所得金額からの繰越損失の控除は、次により行います。

(1) 平成28年分、平成29年分、平成30年分のうち2以上の年分に生じた損失がある場合には、最も古い損失から順次差し引きます。

(2) 同じ年分に生じた純損失のうちに、2種類以上の損失がある場合には、次のイ、ロの順序で差し引きます。

- イ 山林所得以外の損失の金額
令和元年分の総合課税の所得 → 山林所得（山林所得の損失の金額の控除後） → 退職所得
- ロ 山林所得の損失の金額
令和元年分の山林所得 → 総合課税の所得 → 退職所得

なお、純損失のうちに**居住用財産に係る通算後譲渡損失**とそれ以外の純損失がある場合には、まず、居住用財産に係る通算後譲渡損失以外の純損失を差し引いてから、居住用財産に係る通算後譲渡損失を次の順序で差し引きます。

令和元年分の土地建物等の譲渡所得 → 総合課税の所得 → 山林所得 → 退職所得
また、純損失が居住用財産に係る通算後譲渡損失のみの場合もこの順序で差し引きます。

年分	損失の種類		④前年分までに引ききれなかった損失額	⑤本年分で差し引く損失額	⑥繰越損失の繰越額
A (3年前)	純	— 年が青色の場合	山林以外の所得の損失	円	/
			山林所得の損失		
	損	— 年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用 山林以外		
	失		譲渡の損失	山林	
			居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		
	雑損失			円	
B (2年前)	純	— 年が青色の場合	山林以外の所得の損失		/
			山林所得の損失		
	損	— 年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用 山林以外		
	失		譲渡の損失	山林	
			居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		
	雑損失			円	
C (前年)	純	— 年が青色の場合	山林以外の所得の損失		/
			山林所得の損失		
	損	— 年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用 山林以外		
	失		譲渡の損失	山林	
			居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		
	雑損失			円	
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額			⑧	円	
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額			⑨	円	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額			⑩	円	
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額			⑪	円	

- (3) 同じ年分に生じた損失のうちに、純損失と雑損失がある場合には、まず、上の(2)の順序で純損失を差し引いてから、次の矢印の順序で雑損失の金額を差し引きます。

令和元年分の総合課税の所得 → 分離課税の土地建物等の譲渡所得 → 分離課税の上場株式等の配当所得等 → 分離課税の一般株式等の事業・譲渡・雑所得 → 分離課税の上場株式等の事業・譲渡・雑所得 → 分離課税の先物取引の事業・譲渡・雑所得 → 山林所得 → 退職所得

分離課税の土地建物等の長期譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の一般株式等の事業・譲渡・雑所得、分離課税の上場株式等の事業・譲渡・雑所得、分離課税の先物取引の事業・譲渡・雑所得から差し引く雑損失の順序は、適用される所得税の税率の高いものから順次控除しますが、これと異なる順序で差し引いても差し支えありません。

- (4) 「**㊤前年分までに引ききれなかった損失額**」の各欄

平成30年分までの所得から引ききれなかった平成28年分、平成29年分及び平成30年分の純損失や雑損失の金額を平成30年分の申告書第四表(二)などから転記します。

この場合、各年分の「純損失」には、損失が生じた年分について、次の箇所に転記します。

- イ 青色申告者の場合

「__年が青色の場合」の「山林以外の所得の損失」、「山林所得の損失」及び「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」欄の当てはまる箇所。

- ロ 白色申告者の場合

「__年が白色の場合」の「変動所得の損失」、「被災事業用資産の損失」及び「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」欄の当てはまる箇所。

- (5) 「**㊦本年分で差し引く損失額**」の各欄

平成30年分までの所得から引ききれなかった平成28年分、平成29年分及び平成30年分の純損失や雑損失の金額を令和元年分の所得(60、62、67、68、69、70又は71欄の金額)の黒字から差し引く計算をします。「**㊤前年分までに引ききれなかった損失額**」の各欄の損失の金額に達するまでの60、62、67、68、69、70又は71欄の黒字の金額を次の順序により記入します。

ただし、純損失の金額は、分離課税の土地建物等の譲渡所得の黒字の金額、分離課税の一般株式等の事業・譲渡・雑所得の黒字の金額、分離課税の上場株式等の事業・譲渡・雑所得の黒字の金額、分離課税の上場株式等の配当所得等の黒字の金額及び分離課税の先物取引の事業・譲渡・雑所得の黒字の金額から差し引くことはできません(純損失のうち、居住用財産に係る通算後譲渡損失については、分離課税の土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます(➡11ページ))。

なお、同じ年に2以上の損失がある場合には、同じ年の中では、「**4 繰越損失を差し引く計算**」(2)(➡11ページ)の説明の順序で記入します。

- イ まず、**Aの年分**の「**㊦本年分で差し引く損失額**」の各欄は次のように記入します。

a 60、62、67、68、69、70又は71欄の黒字の金額が、**Aの年分**の「**㊤前年分までに引ききれなかった損失額**」欄のその損失の金額以下の場合……60、62、67、68、69、70又は71欄の黒字の金額を記入します。

b 60、62、67、68、69、70又は71欄の黒字の金額が、**Aの年分**の「**㊤前年分までに引ききれなかった損失額**」欄のその損失の金額より多い場合……その損失の金額と同じ金額を記入します。

- ロ 次に、上のイのbに当てはまる場合には、**Bの年分**の「**㊦本年分で差し引く損失額**」欄は次のように記入します。

a 60、62、67、68、69、70又は71欄の黒字の金額のうち、**Aの年分**の「**㊦本年分で差し引く損失額**」欄に書いた金額を差し引いた残りの金額が、**Bの年分**の「**㊤前年分までに引ききれなかった損失額**」欄のその損失の金額以下の場合……その残りの60、62、67、68、69、70又は71欄の黒字の金額を記入します。

b 60、62、67、68、69、70又は71欄の黒字の金額のうち、**Aの年分**の「**㊦本年分で差し引く損失額**」欄に書いた金額を差し引いた残りの金額が、**Bの年分**の「**㊤前年分までに引ききれなかった損失額**」欄のその損失の金額より多い場合……その損失の金額と同じ金額を記入します。

- ハ 最後に、ロのbに当てはまる場合には、**Cの年分**の「**㊦本年分で差し引く損失額**」欄には、次のように記入します。

a 60、62、67、68、69、70又は71欄の黒字の金額のうち、**Aの年分**及び**Bの年分**の「**㊦本年分で差し引く損失額**」欄に書いた金額を差し引いた残りの金額が、**Cの年分**の「**㊤前年分までに引ききれなかった損失額**」欄のその損失の金額以下の場合……それでもなお残っている60、62、67、68、69、70又は71欄の黒字の金額を記入します。

b ⑥0、⑥2、⑥7、⑥8、⑥9、⑦0又は⑦1欄の黒字の金額のうち、Aの年分及びBの年分の「⑥本年分で差し引く損失額」欄に書いた金額を差し引いた残りの金額が、Cの年分の「④前年分までに引ききれなかった損失額」欄のその損失の金額より多い場合……その損失の金額と同じ金額を記入します。

(6) 「③翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(A-B)」の各欄

Bの年分及びCの年分の「③翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(A-B)」の各欄には、「④前年分までに引ききれなかった損失額」から「⑥本年分で差し引く損失額」の各欄の金額を差し引いた金額を記入します。

(7) 「本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額」⑧0欄

⑥7又は⑥8欄の金額が黒字の場合には、その黒字から差し引く平成30年分以前から繰り越された特定投資株式の譲渡損失及び上場株式等の譲渡損失の金額を記入します。

なお、Aの年分、Bの年分及びCの年分の各年分の「⑥本年分で差し引く損失額」の「雑損失」欄に記入した金額のうち、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等から差し引いた金額がある場合には、その金額を合計して記入してください。

(8) 「本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額」⑧1欄

⑥9欄の金額が黒字の場合には、その黒字から差し引く平成30年分以前から繰り越された上場株式等の譲渡損失の金額を記入します。

なお、Aの年分、Bの年分及びCの年分の各年分の「⑥本年分で差し引く損失額」の「雑損失」欄に記入した金額のうち、上場株式等に係る配当所得等から差し引いた金額がある場合には、その金額を合計して記入してください。

(9) 「本年分先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額」⑧2欄

⑦0欄の金額が黒字の場合には、その黒字から差し引く平成30年分以前から繰り越された先物取引に係る繰越損失の金額を記入します。

なお、Aの年分、Bの年分及びCの年分の各年分の「⑥本年分で差し引く損失額」の「雑損失」欄に記入した金額のうち、先物取引に係る雑所得等から差し引いた金額がある場合には、その金額を合計して記入してください。

(10) 「雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額」⑧3欄

令和元年分の所得税の計算において、雑損控除、医療費控除又は寄附金控除などの計算をする場合に、これらの控除額の計算上使用する所得金額を次により計算し、Mの金額を転記します。

⑧3 欄 の 計 算 式					
A	⑥0 欄 の 金 額	円	H	A+B+C+D+E+F+G	円
B	⑥2 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	I	「⑥本年分で差し引く 損失額」の合計額	円
C	⑥7 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	J	CとDから差し引く前年以前から繰り 越された株式等に係る譲渡損失(※1)	円
D	⑥8 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	K	Eから差し引く前年以前から繰り越さ れた上場株式等に係る譲渡損失(※2)	円
E	⑥9 欄 の 金 額	円	L	Fから差し引く前年以前から繰り越さ れた先物取引に係る繰越損失(※3)	円
F	⑦0 欄 の 金 額	円	M	H - I - J - K - L	(申告書第四表の⑧3欄に転記します。 円
G	⑦1 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円			

※1 本年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く平成30年分以前から繰り越された株式等に係る譲渡損失がある場合には、その金額（『令和__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）』の「2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算」の⑨欄の金額又は『令和__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）』の「2 翌年以後に繰り越される特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算」の⑱、⑲及び⑳欄の金額の合計額）を記入します。

※2 本年分の分離課税の上場株式等に係る配当所得等から差し引く平成30年分以前から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失がある場合には、その金額（『令和__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）』の⑩欄の金額又は『令和__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）』の⑳欄の金額）を記入します。

※3 本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く平成30年分以前から繰り越された先物取引に係る繰越損失がある場合には、『令和__年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）』の③、⑥及び⑩欄の金額の合計額を記入します。

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

⑧④ 円

令和元年（平成31年）中に災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けたり災害等に関連してやむを得ない支出をして雑損失の金額（⇒1ページ）が生じた場合に次により記入します。

(1) ⑧③欄の金額が「0」の場合には、次により計算したCの金額を⑧④欄に転記します。

(2) (1)以外の場合には、次により計算したLの金額を⑧④欄に転記します。

なお、次の計算式のFの金額がKの金額より多い場合における分離課税の土地建物等に係る譲渡所得、分離課税の一般株式等に係る譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る配当所得等、分離課税の先物取引に係る雑所得等の税額の計算については、「Ⅵ 土地建物等に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の税額の計算」（⇒15ページ）で行います。

⑧④ 欄 の 計 算 式					
A	損 害 金 額	円	G	D × 0.1	円
B	保 険 金 等 で 補 て ん さ れ る 金 額	円	H	C - G	円
C	差 引 損 失 額 (A - B)	円	I	C の うち 災 害 関 連 支 出 の 金 額	円
D	⑧③ 欄 の 金 額	円	J	I - 50,000円	円
E	分 離 課 税 の 譲 渡 所 得 の 特 別 控 除 額 ※	円	K	H と J の い ず れ か 多 い 方 の 金 額	円 (申告書B第一表の②欄に転記します。)
F	D - E	円	L	K - F (赤字のときは0)	円 (申告書第四表の⑧欄に転記します。)

※ 取用があった場合や居住用財産を譲渡した場合などに差し引く特別控除額がある場合には、その金額（特別控除額を差し引く分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を限度とします。）を記入します。

詳しくは、税務署にお尋ねください。

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

⑧⑤ 円

令和2年分以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額（『令和__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）』の⑪欄の金額。ただし、『令和__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）』を使用されている方は⑫欄の金額）を転記します。

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

⑧⑥ 円

令和2年分以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額（『令和__年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）』の⑳又は㉑欄の金額）を転記します。

Ⅵ 土地建物等に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の税額の計算

土地建物等に係る課税譲渡所得の金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額が黒字の場合には、次により税額を計算し、Xの(7)欄の金額を申告書B第一表の「税金の計算」の「上の㉔」に対する税額又は第三表の㉔㉕欄に転記します。

税金の計算						
A	所得から差し引かれる金額	(申告書B第一表の㉔欄の金額を)転記します。	S	H - M の (3)	円	
B	㉔ 欄 の 金額		T	I - N	円	
C	分離課税の譲渡所得の特別控除額 (※1)		U	J - O	円	
D	B - C - A (赤字のときは0)		V	(1) E、F、G、H、I、Jから差し引くことができるAの金額 (P+Q+R+S+T+U)-D	円	
E	㉔ 欄 の 金額			(2) Vの(1)のうちPから差し引く金額	※7 円	
F	㉔ 欄 の 金額 (赤字のときは0)			(3) Vの(1)のうちQから差し引く金額	※8 円	
G	㉔ 欄 の 金額 (赤字のときは0)			(4) Vの(1)のうちRから差し引く金額	※8 円	
H	㉔ 欄 の 金額 (赤字のときは0)			(5) Vの(1)のうちSから差し引く金額	※8 円	
I	㉔ 欄 の 金額			(6) Vの(1)のうちTから差し引く金額	※8 円	
J	㉔ 欄 の 金額			(7) Vの(1)のうちUから差し引く金額	※8 円	
K	(1) EとFから差し引くことができる損失の金額 (※2)		W	課税される所得金額 (千円未満の端数切捨て)	(1) 分離短期の譲渡 (P - Vの(2))	_____ .000円
	(2) Kの(1)のうちEから差し引く金額	※3 円			(2) 分離長期の譲渡 (Q - Vの(3))	_____ .000円
	(3) Kの(1)のうちFから差し引く金額	※4 円			(3) 一般株式等の譲渡 (R - Vの(4))	_____ .000円
L	(1) EとFから差し引くことができる特別控除額 (Cの金額)				(4) 上場株式等の譲渡 (S - Vの(5))	_____ .000円
	(2) Lの(1)のうちEから差し引く特別控除額				(5) 分離上場株式等の配当等 (T - Vの(6))	_____ .000円
	(3) Lの(1)のうちFから差し引く特別控除額				(6) 先物取引 (U - Vの(7))	_____ .000円
M	(1) GとHから差し引くことができる損失の金額 (㉔ 欄 の 金額)		X	課税される所得金額に対する税額	(1) Wの(1)対応分 (Wの(1)×※9)	円
	(2) Mの(1)のうちGから差し引く金額	※5 円			(2) Wの(2)対応分 (Wの(2)×※10)	円
	(3) Mの(1)のうちHから差し引く金額	※6 円			(3) Wの(3)対応分 (Wの(3)×0.15)	円
N	Iから差し引くことができる損失の金額 (㉔ 欄 の 金額)				(4) Wの(4)対応分 (Wの(4)×0.15)	円
O	Jから差し引くことができる損失の金額 (㉔ 欄 の 金額)				(5) Wの(5)対応分 (Wの(5)×0.15)	円
P	E - Kの(2) - Lの(2)				(6) Wの(6)対応分 (Wの(6)×0.15)	円
Q	F - Kの(3) - Lの(3)				(7) 税額の合計 (Xの(1)~Xの(6)の合計)	(申告書B第一表の㉔欄に)転記します。
R	G - Mの(2)			円		

- ※1 EとFの金額から差し引く特別控除額の合計額を記入します。
- ※2 EとFの金額から差し引く前年から繰り越された居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額若しくは雑損失の金額又はその合計額を記入します。
- ※3 Eの金額から差し引くKの(1)の金額を記入します(Eの金額を限度とします。)
- ※4 (Kの(1)-Kの(2))の金額とFの金額のいずれか少ない方の金額を記入します。
- ※5 Gの金額から差し引くMの(1)の金額を記入します(Gの金額を限度とします。)
- ※6 (Mの(1)-Mの(2))の金額とHの金額のいずれか少ない方の金額を記入します。
- ※7 Pの金額から差し引くVの(1)の金額を記入します(Pの金額を限度とします。)
- ※8 Q、R、S、T、Uの金額のうち適用される所得税の税率の高いものから順次Vの(1)(Vの(2)の金額を除きます。)を差し引く金額を記入します(それぞれQ、R、S、T、Uの金額を限度とします。)
- ※9 一般分・軽減分の区分に応じた所得税の税率により求めた税額を記載してください。
- ※10 一般分・特定分・軽減分の区分に応じた所得税の税率により求めた税額を記載してください。